

扇台土地区画整理事業について



令和5年度は区6-71号線、区6-74号線、歩4-3号線の街路築造工事や污水管整備工事を行いました。また、11棟の建物等物件移転を実施しました。

令和6年度は、区4-29号線等の街路築造工事や污水管整備工事及び建物等物件移転を実施していきます。ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、完成した道路の中には、安全性を考慮して通行止めにしていたり、行き止まりの道路がありますので、通行の際には十分ご注意ください。



扇台土地区画整理事業の進捗状況

事業名	事業認可 年月日	施行予定 年度	執行済額 (総事業費：千円)	進捗率 (%)	令和6年度予算 (千円)	仮換地指定率 (%)	道路整備率 (%)	建物移転率 (%)
扇台	H5.9.27	H5~R7	11,277,642 (25,100,000)	44.9	425,300	67.1	46.0	38.9

※進捗率は、事業計画上の総事業費を基礎としたものです。

令和5年度末現在

次のようなときは、区画整理課にご相談ください！



- ①住宅の建築、建替え
- ②土地の相続、贈与
- ③土地の売却

※権利者の変更があった場合は、「所有権移転届出書」の提出が必要です
売買、相続及び贈与等により土地の所有権や借地権を移転した場合は、所有権移
転届出が必要です。お忘れのないようお願いいたします。

住宅の建築等を行う場合は

（区画整理法第76条許可）

土地区画整理事業の施行地区内で、建築物の建築等を行う場合は、区画整理法第76条
による申請を行い、許可を受ける必要があります。ご計画に際しては事前に区画整理課
にご相談ください。

【対象となる行為】

- ①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - ②移動の容易でない物件（ブロック塀等）の設置又はたい積
 - ③盛土、切土、土の入替え、埋め立て等による土地の形質の変更
- ※外構工事等も対象となる場合があります。

土地区画整理法第
76条許可申請書

電柱の移設等にご協力をお願いします



電柱は、皆様に電気を供給する重要なライフラインです。扇台土地区画整理事業では、道路内に電柱を建てることは原則として許可しておりません。

これは平常時の通行はもとより、救急車や消防車のような緊急車両の通行の妨げにならないようにするためです。

事業の実施に際し、既設電柱の移設や新設電柱の設置を皆様の敷地内にお願いする場合があります。何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

路上駐車・青空駐車はご遠慮ください

車両を道路に駐車すると、見通しが悪くなり、事故の原因となりますので、おやめください。また、区画整理事業用地への立入りも危険ですのでご遠慮ください。

清算金について

清算金は、従前の宅地と換地を位置や形状等でそれぞれ評価し、地権者間の評価上の不均衡が生じた場合、これを金銭により是正し、宅地間での公平を図る仕組みです。

清算金が確定するのは、土地区画整理事業が全て完了した段階で行う換地処分公告日の翌日であり、その公告時点の権利者を対象に清算金の交付・徴収を行います。

相続登記が義務化されました

近年、土地や建物の相続登記がされない為に所有者が不明となった土地や建物が、防災やまちづくりなどの公共事業の妨げになっていることが社会問題となっていることから、法律が改正され、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

法務省・法務局ホームページには、遺産分割協議によって相続財産中の不動産を相続した場合の相続登記の申請手続について詳細が掲載されています。

不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」



【相続登記の流れ】※法務省・法務局ホームページより

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常次の流れで行います。

＜ステップ1＞ 戸籍関係書類の取得



※相続開始の証明と法定相続人の特定

＜ステップ2＞ 遺産分割協議・協議書の作成



※協議による土地・建物の所有者の確定とその書面化

＜ステップ3＞ 登記申請書の作成



※法務局（登記所）提出書類の作成

＜ステップ4＞ 登記申請書の提出



※法務局（登記所）へ提出

＜ステップ5＞ 登記完了

※法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

◎詳細は、所沢法務局（☎04-2992-2677）又は、
司法書士・弁護士にご相談ください。

【区画整理課からのお願い】

登記が完了しても、法務局から区画整理課に報告があるわけではありません。

法務局（登記所）で「全部事項証明」を取得し、『所有権移転届書』に添付して区画整理課にご提出ください。

事業計画、実施計画の変更を進めています。

現在の事業計画では令和7年度末に区画整理事業施行期間が満了となることに伴い、国及び埼玉県に対し事業計画、実施計画の変更手続きを行うこととなっています。主な変更内容としては、期間延長、資金計画の変更です。また、早期完了に向けて今後事業の見直しを図っていきます。

皆様に対しては、今後のまちづくりだより等にて変更後の施行期間などについて周知を図ってまいります。

扇台土地区画整理審議会委員が決定いたしました

扇台土地区画整理審議会委員の任期満了に伴い、令和6年3月3日付けで新任、再任を含め15名の委員が決定し、新会長は田中会長となりました。

なお、立候補者数が選挙すべき委員定数を超えませんでしたので、無投票となっております。

任期：令和6年3月7日から令和11年3月6日まで



令和6年度の総会が開催されました

令和6年5月23日に扇町屋地区センターにて令和6年度扇台地区まちづくり研究会総会が開催されました。

令和5年度まちづくり研究会事業報告及び決算報告、令和6年度まちづくり研究会事業計画及び予算、令和6年度役員について協議され、新会長に簾藤（すとう）委員が選任されました。



ご本人以外の場合は委任状が必要です！

区画整理課で発行している証明等は、ご本人以外の方が取得することができません。また、区画整理に関する情報のうち、個人情報に当たる内容はご本人以外の方にはお伝えすることができません。（※電話でのお伝えはできません。）

地権者以外の方が窓口にお越しになる場合には、代理の方に対し委任状を発行して窓口へ提出するようお願いいたします。委任状については、決まった書式はありませんが、対象地、委任内容及び代理人の住所・氏名を記載の上、署名（住所・氏名）及び押印をお願いいたします。

【委任状が必要な主な申請等】

- | | |
|----------|--------------|
| ①仮換地指定証明 | ④従前地や仮換地の確認 |
| ②保留地証明 | ⑤仮換地指定の有無の確認 |
| ③画地点番図 | ⑥清算ポイントの確認 |

※証明等は、ご申請から発行までお時間をいただきます。

委任状の参考書式を用意しておりますので、ご利用の際は、区画整理課までお問合せください。

除草をお願いします

雑草は放置しておくと害虫の発生やゴミの不法投棄の原因になります。

ご自身で持っている土地で空き家や空き地になっている場合には、定期的な草刈り等適正な管理をお願いいたします。